

職員の管理職手当に関する規則の特例に関する規則

平成30年4月1日規則第3号

最近改正：令和3年5月28日

第1条 職員の管理職手当に関する規則（平成27年規則第50号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号及び第2号又は同条第2項第1号及び第2号の規定の適用を受ける職員の管理職手当の月額は、平成30年4月から令和4年3月までの各月分に限り、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる手当の額の算定の基礎となる管理職手当の月額は、規則第2条の規定による管理職手当の月額とする。

(1) 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「条例」という。）

第14条第2項の規定による地域手当

(2) 条例第29条の規定による期末手当及び勤勉手当

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月28日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則の特例に関する規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。